Fund Report

販売用資料
2026年11月6日

日米連続好配当株式ファンド
愛称：配当のチカラ

運用状況と今後の見通しについて

- 本レポートでは、「日米連続好配当株式ファンド《愛称：配当のチカラ》」（以下、当ファンド）の足もとの運用状況と今後の見通し、日米の配当貴族指数の特長などについて、主要投資対象ファンド（FOFs用日米配当貴族株式ファンド（適格機関投資家専用））の運用会社である三井住友トラスト・アセットマネジメントの見解を基にご紹介します。

当ファンドの運用状況

【設定来の基準価額と純資産総額の推移】



2026年8月末現在

基準価額	19,196円
設定来騰落率	91.96%
純資産総額	265.70億円

※基準価額は信託報酬控除後です。
※ファンドの騰落率は、基準価額を使用しており、実際の投資者利回りとは異なります。
※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

運用状況の振り返りと今後の見通しについて

■ 年初来の運用状況（2026年1月～8月）

当ファンドの基準価額は上昇しました。
日本株配当貴族インデックスマザーファンドは上昇しました。
国内株式市場は、中東における米国とイランの軍事衝突を背景とした原油価格急騰による日本経済への悪影響が懸念されたことなどから下落する場面も見られましたが、2026年2月の衆議院選挙の結果を受けて積極財政による景気拡大や成長戦略の具体化への期待が高まったことや、海外市場で決算内容が良好なハイテク関連株が上昇した流れを受けてAI（人工知能）・半導体関連銘柄が上昇したことなどから、堅調に推移しました。
米国株配当貴族インデックスマザーファンドは上昇しました。
米国株式市場は、期初はレンジ内での推移が続きましたが、2026年3月にかけては中東紛争の緊迫化懸念やインフレ再加速への警戒からFRB（米連邦準備制度理事会）による先行きの利下げ期待が後退したことなどを背景に下落しました。4月にかけては米国とイランの一時停戦合意を受けて軍事衝突終結への期待が高まったことなどから反発し、その後も大手ハイテク企業を中心とした好決算や米イラン情勢の外交的解決への期待などを背景に、もみ合いながら上昇しました。

■ 今後の見通し（2026年8月末現在）

国内株式市場は、外部要因に左右される状況が続いています。中東情勢の改善が進まないなか、日米の金融政策を意識した動きとなっています。企業業績は良好なことから、年度後半に向けては堅調な株価が期待されるものの、当面は米国のインフレを意識した一進一退の展開が想定されます。
米国株式市場は、中東情勢の動向とFRBの利上げ判断が焦点になっています。中東情勢が不透明な情勢のなか、8月のジャクソンホール会議におけるウォーシュFRB議長の講演は、利上げに前向きと受け止められており、短期的には株価の重石になるともみられます。

■ 運用方針

今後も基本配分比率にしたがって日本および米国の株式へ分散投資を行うことで、中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行っていきます。

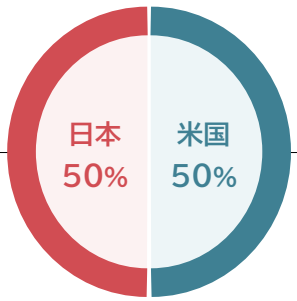
※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

スカイオーシャン・アセットマネジメント

当ファンドの基本組入比率

日本株配当貴族指数（S&P/JPX配当貴族指数）とは
東証株価指数（TOPIX）構成銘柄のうち
過去10年以上連続して増配しているか
または安定した配当を維持している
配当利回りの高い企業のパフォーマンスを
測定する指数。



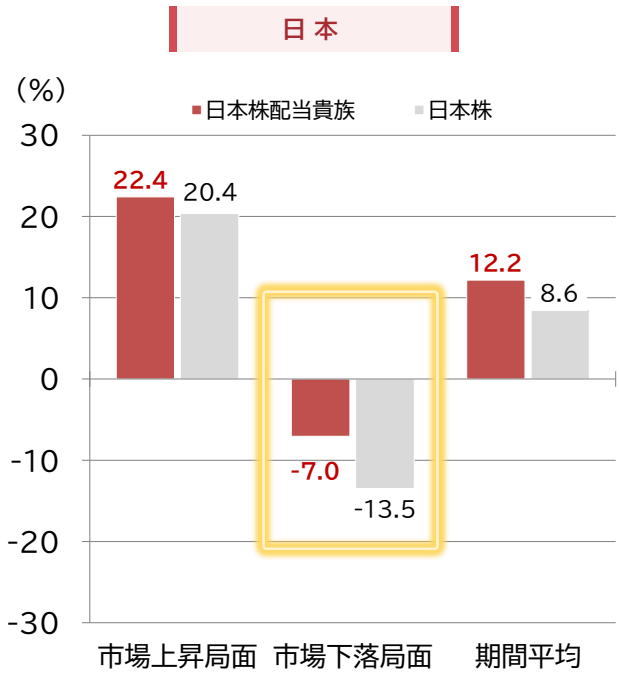
米国株配当貴族指数（S&P500配当貴族指数）とは
S&P500指数構成銘柄のうち
過去25年以上連続して増配している
優良大型株のパフォーマンスを測定する指数。

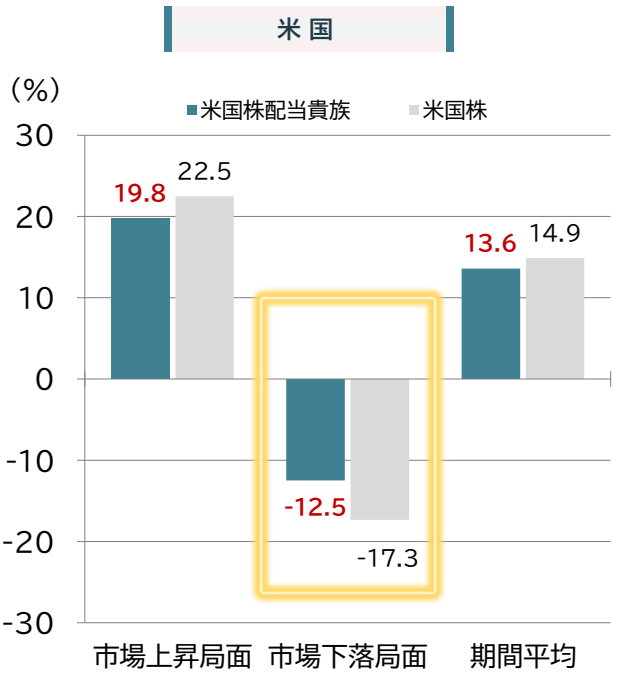
※日本株配当貴族インデックスマザーファンドは「S&P/JPX配当貴族指数（配当込み）」に、米国株配当貴族インデックスマザーファンドは「S&P500配当貴族指数（配当込み、円換算ベース）」に連動する投資成果をめざします。
※上記の基本組入比率は、主要投資対象ファンドにおける基本組入比率です。資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記の運用ができない場合があります。

01 市場下落局面における“配当貴族指数”の強み

日本と米国の配当貴族指数は、それぞれ日本株（TOPIX）および米国株（S&P500）と比較して相対的に市場下落局面での下落率が小さかったことが分かります。

【市場上昇局面・下落局面での年間収益率比較（円ベース）】





※上記の各図表のデータ期間は、2006年7月末～2026年8月末、月次。
※算出にあたっては以下の指数等を使用しています。①日本株配当貴族：S&P/JPX配当貴族指数（2015年11月以前のデータはバックテストによって算出された値）、②日本株：東証株価指数（TOPIX）、③米国株配当貴族：S&P500配当貴族指数、④米国株：S&P500、いずれも配当込み。③④は米ドルベースのデータを当該日の為替レートをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメントが円換算しています。指数等の詳細についてはP7「各資産のインデックスについて」をご参照ください。
※日本株および米国株の各月末を起点とした年間収益率がプラスの場合を市場上昇局面、マイナスの場合を市場下落局面として、それぞれの期間の収益率を単純平均して算出しています。
（出所）S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス、信頼できると判断したデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成
※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

02 インカム収益積み上げ効果に見る“配当のチカラ”の強み

日本と米国の配当貴族指数は、継続的なインカム収益の獲得が期待できる点が特長です。
累積収益率をインカム収益とキャピタル収益に分解すると、キャピタル収益がパフォーマンスをけん引する一方、
インカム収益も継続的に積み上がり、パフォーマンスを下支えしていることがわかります。
また、運用期間が長期になるほど、インカム収益の積み上げ効果が収益率に与える影響は大きくなると考えられます。

【累積収益率とその内訳（円ベース）の推移】

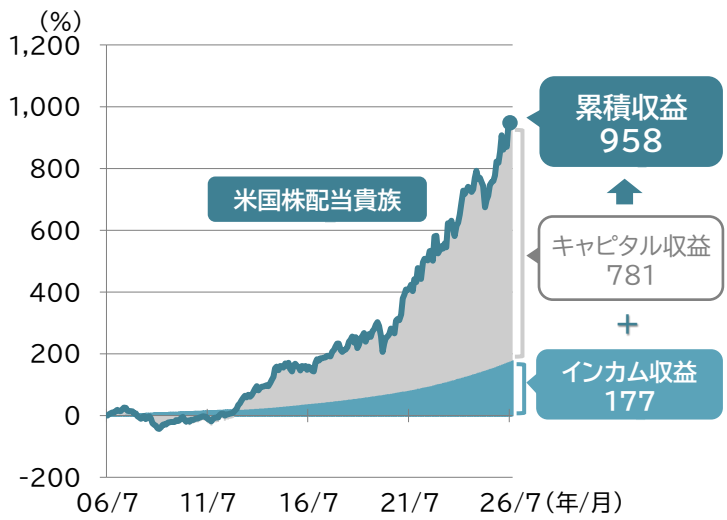
日本





米国





※上記の各図表のデータ期間は、2006年7月末～2026年8月末、月次。
※算出にあたってはP2記載の指数等を使用しています。米国株配当貴族および米国株については、米ドルベースのデータを当該日の為替レートをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメントが円換算しています。指数等の詳細についてはP7「各資産のインデックスについて」をご参照ください。
※キャピタル収益は配当除く指数をもとに算出しています。インカム収益は上記の累積収益からキャピタル収益を差し引いたデータをもとに算出しています。なお、端数処理の関係で合計値が合わない場合があります。
（出所）S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス、信頼できると判断したデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成

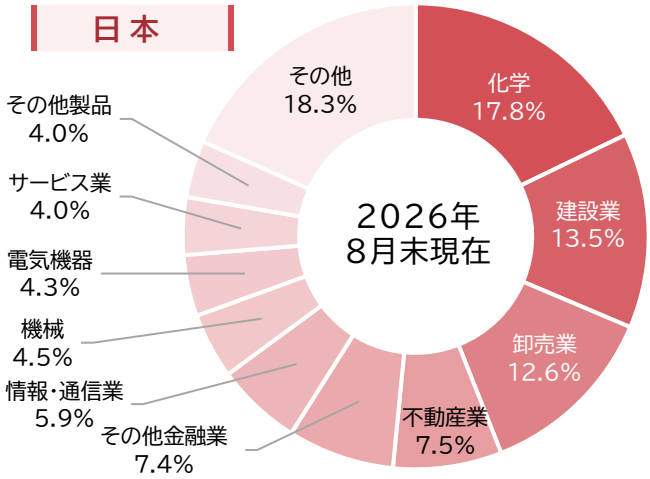
※上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

03 組入業種および組入銘柄のご紹介（2026年8月末現在）

当ファンドの主要投資対象ファンド「FOFs用日米配当貴族株式ファンド（適格機関投資家専用）」が主として投資する「日本株配当貴族インデックスマザーファンド」の業種別構成比および組入銘柄をご紹介します。

日本



組入銘柄数：50銘柄

	銘柄	業種
1	ノエビアホールディングス	化学
2	日本曹達	化学
3	関西ペイント	化学
4	アイカ工業	化学
5	セントラル硝子	化学
6	日本ゼオン	化学
7	三井化学	化学
8	日本化薬	化学
9	東ソー	化学
10	安藤・間	建設業
11	インフロニア・ホールディングス	建設業
12	積水ハウス	建設業
13	住友林業	建設業
14	大和ハウス工業	建設業
15	ショーボンドホールディングス	建設業
16	長谷工コーポレーション	建設業
17	サンゲツ	卸売業
18	あい　ホールディングス	卸売業
19	オートバックスセブン	卸売業
20	東邦ホールディングス	卸売業
21	稲畑産業	卸売業
22	第一興商	卸売業
23	飯田グループホールディングス	不動産業
24	野村不動産ホールディングス	不動産業
25	東急不動産ホールディングス	不動産業
26	東京建物	不動産業
27	みずほリース	その他金融業
28	全国保証	その他金融業
29	芙蓉総合リース	その他金融業
30	三菱HCキャピタル	その他金融業
31	NSD	情報・通信業
32	NTT	情報・通信業
33	DTS	情報・通信業
34	アマノ	機械
35	平和	機械
36	IDEC	電気機器
37	マブチモーター	電気機器
38	オープンアップグループ	サービス業
39	日本M&Aセンターホールディングス	サービス業
40	オカムラ	その他製品
41	タカラスタンダード	その他製品
42	王子ホールディングス	パルプ・紙
43	ツムラ	医薬品
44	小野薬品工業	医薬品
45	コスモエネルギーホールディングス	石油・石炭製品
46	横河ブリッジホールディングス	金属製品
47	上組	倉庫・運輸関連業
48	丸井グループ	小売業
49	ジョイフル本田	小売業
50	セブン銀行	銀行業

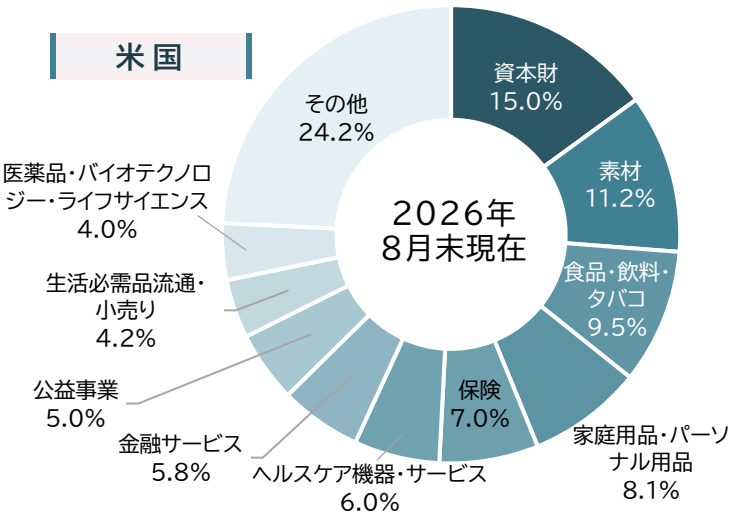
※上記銘柄について、売買を推奨するものでも、将来の価格の上昇または下落を示唆するものでもありません。また、当ファンドにおける将来の銘柄の組入れまたは売却を示唆・保証するものでもありません。
※日本株配当貴族インデックスマザーファンドの業種は東証株価指数33業種によるものです。
※業種別構成比は対純資産総額比。端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。
※上記は、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供にもとづき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

日米連続好配当株式ファンド　愛称：配当のチカラ

当ファンドの主要投資対象ファンド「FOFs用日米配当貴族株式ファンド（適格機関投資家専用）」が主として投資する「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」の業種別構成比および組入銘柄をご紹介します。

米国



組入銘柄数：70銘柄

	銘柄	業種
1	ノードソン	資本財
2	エマソン・エレクトリック	資本財
3	ファスナル	資本財
4	スタンレー・ブラック・アンド・デッカー	資本財
5	イリノイ・ツール・ワークス	資本財
6	A.O.スミス	資本財
7	ゼネラル・ダイナミクス	資本財
8	ペンテア	資本財
9	WWグレンジャー	資本財
10	ドーバー	資本財
11	キャタピラー	資本財
12	アルベマール	素材
13	アムコア	素材
14	シャーウィン・ウィリアムズ	素材
15	エコラボ	素材
16	ニューコア	素材
17	エアープロダクツ・アンド・ケミカルズ	素材
18	PPGインダストリーズ	素材
19	リンデ	素材
20	JMスマッカー	食品・飲料・タバコ
21	コカ・コーラ	食品・飲料・タバコ
22	マコーミック	食品・飲料・タバコ
23	ペプシコ	食品・飲料・タバコ
24	ブラウン・フォーマン	食品・飲料・タバコ
25	アーチャー・ダニエルズ・ミッドランド	食品・飲料・タバコ
26	ホーメルフーズ	食品・飲料・タバコ
27	クロロックス	家庭用品・パーソナル用品
28	チャーチ・アンド・ドワイト	家庭用品・パーソナル用品
29	キンバリー・クラーク	家庭用品・パーソナル用品
30	ケンビュー	家庭用品・パーソナル用品
31	コルゲート・パルモリーブ	家庭用品・パーソナル用品
32	プロクター・アンド・ギャンブル	家庭用品・パーソナル用品
33	エリー・インデムニティー	保険
34	ブラウン・アンド・ブラウン	保険
35	チャブ	保険
36	シンシナティ・ファイナンシャル	保険
37	アフラック	保険
38	ベクトン・ディッキンソン	ヘルスケア機器・サービス
39	アボットラボラトリーズ	ヘルスケア機器・サービス
40	メドトロニック	ヘルスケア機器・サービス
41	カーディナルヘルス	ヘルスケア機器・サービス
42	ファクトセット・リサーチ・システムズ	金融サービス
43	フランクリン・テンプルトン	金融サービス
44	S&Pグローバル	金融サービス
45	ティー・ロウ・プライス・グループ	金融サービス
46	コンソリデーテッド・エジソン	公益事業
47	エバーソーズ・エナジー	公益事業
48	アトモス・エナジー	公益事業
49	ネクステラ・エナジー	公益事業
50	ターゲット	生活必需品流通・小売り
51	シスコ	生活必需品流通・小売り
52	ウォルマート	生活必需品流通・小売り
53	ジョンソン・エンド・ジョンソン	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス
54	アッヴィ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス
55	ウエスト・ファーマシューティカル・サービシズ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス
56	シェブロン	エネルギー
57	エクソンモービル・ホールディングス	エネルギー
58	オートマチック・データ・プロセシング（ADP）	商業・専門サービス
59	シンタス	商業・専門サービス
60	エクスペディターズ・インターナショナル・オブ・ワシントン	運輸
61	CHロビンソン・ワールドワイド	運輸
62	マクドナルド	消費者サービス
63	ジェニュイン・パーツ	一般消費財・サービス流通・小売り
64	ロウズ	一般消費財・サービス流通・小売り
65	ローパー・テクノロジーズ	ソフトウェア・サービス
66	IBM	ソフトウェア・サービス
67	エセックス・プロパティー・トラスト	エクイティ不動産投資信託（REIT）
68	リアルティ・インカム	エクイティ不動産投資信託（REIT）
69	フェデラル・リアリティー・インベストメント・トラスト	エクイティ不動産投資信託（REIT）
70	PROSHARES S&P 500 DIVIDEND A	その他

※上記銘柄について、売買を推奨するものでも、将来の価格の上昇または下落を示唆するものでもありません。また、当ファンドにおける将来の銘柄の組入れまたは売却を示唆・保証するものでもありません。
※米国株配当貴族インデックスマザーファンドの業種はGICS分類（産業グループ）によるものです。GICSに関する知的所有権等はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。「PROSHARES S&P 500 DIVIDEND A」は、S&P500配当貴族指数に連動した投資成果を目指す上場投資信託（ETF）です。
※業種別構成比は対純資産総額比。端数処理の関係で合計が100%とならない場合があります。
※上記は、スカイオーシャン・アセットマネジメントが三井住友トラスト・アセットマネジメントからの情報提供にもとづき作成していますが、掲載データに関する情報の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

COLUMN 2040年度に名目GDPは1,100兆円に近付く予想。その時、株価は？

長期的に見ると、**株価は名目GDPに呼応するような動きを示してきました。**

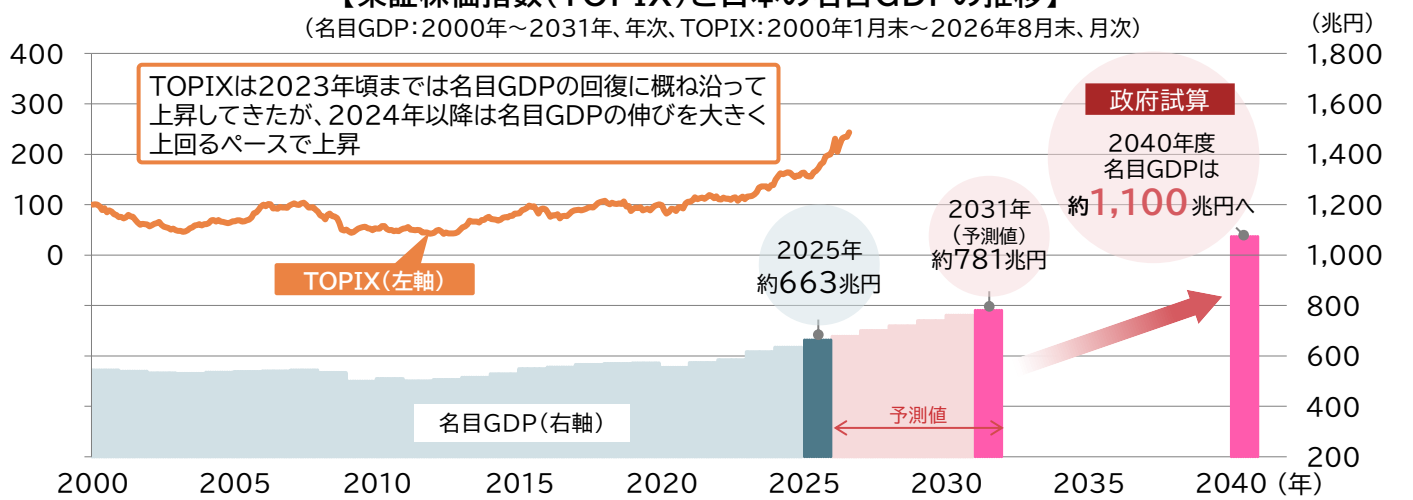
企業は通常、物価上昇（インフレ）局面では価格転嫁をするので売上拡大は進み、一方、物価下落（デフレ）局面では値下げ圧力により売上は伸び悩む傾向があります。このように企業活動は物価の変動に大きな影響を受けやすく、企業業績は実質的な経済成長に物価変動を加えた名目GDPとの連動性が高いのが一般的です。株価は企業業績を反映しやすく、結果として株価と名目GDPとの連動性は高まる構造にあります。

さて、政府は旧石破政権時代に**2040年に名目GDPを1,000兆円規模に拡大**するという目標を掲げ、民間投資の促進、イノベーションの加速等に注力する方針を示しました。

今般、内閣府の試算（令和8年7月30日経済財政諮問会議提出）によると、追加財政支出*1による需要増加や官民投資ロードマップに基づいた投資の効果等に加えて、研究開発投資や生産資源配分の効率化等の効果が発現する場合、国内民間投資が大きく誘発されて、**2040年度に名目GDPは1,100兆円に近づく予想***2となりました。

【東証株価指数（TOPIX）と日本の名目GDPの推移】

（名目GDP：2000年～2031年、年次、TOPIX：2000年1月末～2026年8月末、月次）



「GDP」とは？

国内総生産（Gross Domestic Product）の略で、国内で生産された商品やサービスの付加価値の合計を指し、国全体の経済規模を測るための指標の一つ。「名目GDP」は、物価変動の影響を調整せず、その年の市場価格で評価されたGDPであり、インフレやデフレの影響を直接受けるとされます。

＊1：2027年度以降は、毎年度10兆円（実質ベース）で一定と仮定。
＊2：内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和8年7月30日経済財政諮問会議提出）」における「成長戦略実現ケース①（成長戦略の効果が十分に発現するケース）」の場合。「成長戦略実現ケース②（成長戦略の効果が一定程度発現するケース）」の場合は約1,040兆円、「現状投影ケース（追加財政支出の需要増加効果のみを織り込んだケース）」の場合は約930兆円。いずれも2040年度。
※TOPIXはグラフ起点を100として指数化しています。
※名目GDPは、IMF（国際通貨基金）の実績値および予測値（いずれも2026年9月29日現在）です。
（出所）IMF「世界経済見通し（2026年4月）」、内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和8年7月30日経済財政諮問会議提出）」、信頼できると判断したデータをもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成

COLUMN 『戦略17分野における「主要な製品・技術等」の官民投資ロードマップ』とは？

政府は2026年7月、経済財政諮問会議での議論を踏まえ、『戦略17分野における「主要な製品・技術等」の官民投資ロードマップ』を策定し、2040年度までに累計370兆円超の官民投資を見込む方針を発表しました。AIや半導体、量子、宇宙、次世代エネルギーなどを将来の成長を支える基盤と位置づけています。

この官民投資は、設備投資の支援やインフラ整備等新たな需要創出や自動運転の活用等による生産性向上を通じて経済成長を下支えし、日本企業の売り上げ・利益拡大を後押しすると考えられます。長期的には、このような利益成長が株式市場全体の押上要因となることが期待されます。

戦略17分野								
AI・半導体	デジタル・サイバーセキュリティ	情報通信	量子	防衛産業	航空・宇宙	海洋	造船	マテリアル（重要鉱物・部素材）
合成生物学・バイオ	創薬・先端医療	資源・エネルギー安全保障・GX	フュージョンエネルギー	防災・国土強靭化	港湾ロジスティクス	フードテック	コンテンツ（アニメ・ゲーム）	

（出所）各種情報をもとにスカイオーシャン・アセットマネジメント作成

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

ファンドの投資リスク

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。

株価変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込みが発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止・取消となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ご購入の際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

信託期間	無期限（2023年1月26日設定）
決算日	毎年2月5日（休業日の場合は翌営業日）です。
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。収益分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が次の場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 なお、配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

【各資産のインデックスについて】●S&P/JPX配当貴族指数（配当込み）S&P/JPX配当貴族指数とは、S&P Dow Jones Indices LLC、株式会社日本取引所グループおよび株式会社JPX総研が公表する指数で、TOPIXの構成銘柄のうち、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持している銘柄を対象とし（※）、配当利回りにより加重され算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。※リバランス時における構成銘柄数は最低40銘柄であり、10年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持している銘柄数が40銘柄を下回った場合には、以下の対応がおこなわれます。・7年以上にわたり毎年増配しているか、または安定した配当を維持している銘柄を配当利回りの高いものから順に40銘柄になるまで構成銘柄に追加します。S&P/JPX配当貴族指数（以下「当インデックス」）はS&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）、株式会社日本取引所グループ（以下「JPX」）および株式会社JPX総研（以下、「JPX総研」）の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。JPXはJPXの登録商標であり、これを利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、JPX総研の知的財産であり、株価指数の算出、数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利はJPX総研が有します。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはもしくはそれぞれの関連会社、JPXまたはJPX総研によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明もおこなわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。●S&P500配当貴族指数（配当込み、円換算ベース）S&P500配当貴族指数とは、S&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）が公表する指数で、S&P500指数の構成銘柄のうち、25年以上連続して増配している銘柄を対象とし（※）、均等加重時価総額に基づいて算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が独自に円換算した指数です。※年次見直し時における構成銘柄数は最低40銘柄であり、25年以上連続して増配している銘柄数が40銘柄を下回った場合には、以下の対応がおこなわれます。・20年以上連続して増配している銘柄を配当利回りの高いものから順に40銘柄になるまで構成銘柄に追加します。・それでも40銘柄に満たない場合には、配当利回りの高いものから順に40銘柄になるまで構成銘柄に追加します。S&P500配当貴族指数（以下「当インデックス」）は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLC（以下「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（以下「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（以下「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明もおこなわず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

当資料のお取扱いについては8ページのご留意事項をご覧ください。

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品説明等にかかる費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	当ファンド(a)	純資産総額に対して年率0.506%(税抜0.46%) 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産から支払われます。
	投資対象とする投資信託証券(b)*1	純資産総額に対して年率0.253%(税込)
	実質的な負担(a+b)*2	純資産総額に対して年率0.759%程度(税込) ※この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入れ状況により変動します。
その他の費用・手数料	有価証券の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等をその都度、監査費用を日々、ファンドが負担します(投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。)。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

＊1 ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のものを表示しています。
＊2 ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆さまが実質的に負担する信託報酬率になります。
※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

委託会社およびファンドの関係法人

■ 委託会社　スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社［ファンドの運用の指図］
　　金融商品取引業者　：関東財務局長(金商)第2831号
　　加入協会　　：一般社団法人資産運用業協会
　　ホームページ　　：https://www.soam.co.jp/
■ 受託会社　三井住友信託銀行株式会社［ファンドの財産の保管および管理］
■ 販売会社　当ファンドの販売会社については【販売会社一覧】をご覧ください。[募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付等]

販売会社一覧

商号等		登録番号	加入協会	
			日本証券業協会	一般社団法人金融先物取引業協会
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者　京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者　きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○	○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○	
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者　きらぼしライフデザイン証券株式会社) (オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○

※上記は2026年9月末現在の情報であり、販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合があります。

【ご留意事項】
◆当資料はスカイオーシャン・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法にもとづく開示書類ではありません。
◆ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
◆投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクをともないます。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
◆投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
◆当資料は信頼できると判断した各種情報等にもとづき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
◆当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータにもとづき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。
◆当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。

投資信託約款の変更について

当ファンドにつきましては、2026年9月24日現在の受益者の方を対象に、投資信託約款（以下、「約款」といいます。）の変更に係る書面決議を2026年11月4日付でおこないました。その結果、議決権を行使することが出来る受益者の方の議決権の3分の2以上の賛成を得たことにより、以下の通り約款の変更をおこなうこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、約款の変更適用日である2027年1月18日付をもって当ファンドの委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」へ変更することとなりました。当ファンドの2027年1月18日以降の有価証券届出書の内容は同日を効力発生日として「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」より提出される有価証券届出書にてご確認ください。

1. 約款変更の内容および理由

（1）委託者の変更

当ファンドの委託者である弊社は2027年3月末を目途に業務の終了を予定しているため、委託者を「スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社」から「三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社」に変更し運用を継続することが受益者の皆様の利益に資すると判断し、この度、約款変更をおこなうこととなりました。

変更後に委託者となる予定の三井住友トラスト・アセットマネジメントの概要は以下の通りです。

三井住友トラスト・アセットマネジメントは、日本で屈指の機関投資家である三井住友トラストグループの資産運用ビジネスの中核をなす運用会社です。2018 年 10 月 1 日に三井住友信託銀行の資産運用事業を統合し、運用資産残高が約 111 兆円規模の日本およびアジアで最大級の運用会社となりました。
所在地：東京都港区芝公園一丁目 1 番 1 号
資本金：20 億円、役職員数：714 名
※2026 年 3 月末現在

これに伴い、当ファンドの委託者が行なう公告の方法も変更いたします。

（2）投資対象ファンドの変更および商品性の改善

委託者の変更後、当ファンドが組入れている三井住友トラスト・アセットマネジメントが設定・運用する「FOFs 用日米配当貴族株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下現行主要投資対象ファンド）を段階的に売却し、現行主要投資対象ファンドが投資しているマザーファンドへの直接投資に切り替えるとともに、商品性を改善するための約款変更をおこないます。

① 委託者変更時の約款変更

ア．当ファンドがマザーファンドに直接投資できるように投資対象ファンドにマザーファンドを追加します。

イ．現行主要投資対象ファンドが償還した場合、当ファンドも償還することとなっている規定を削除します。

投資信託約款の変更について

② 現行主要投資対象ファンド売却完了時の約款変更

ア. 当ファンドの投資対象ファンドから現行主要投資対象ファンドを削除します。

イ. 信託報酬率および購入・換金手続き等を下表の通り変更します。なお、約款に規定する当ファンドの信託報酬率は引上げとなりますが、投資対象ファンドの信託報酬を含めた受益者の皆様の実質的なご負担は低下します。

	変更前		変更後	
運用管理費用（信託報酬）	当ファンド(A)	0.506%(税込)	当ファンド(A)	0.715%(税込)
	投資対象とする投資信託証券(B)	0.253%程度(税込)	投資対象とする投資信託証券(B)	0.000%程度(税込)
	実質的な負担(A+B)	0.759%程度(税込)	実質的な負担(A+B)	0.715%程度(税込)
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額		購入申込受付日の翌営業日の基準価額	
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額		換金申込受付日の翌営業日の基準価額	
購入・換金申込受付不可日	申込日当日または申込日の翌営業日が別途規定する海外休日の場合		申込日当日が別途規定する海外休日の場合	
換金代金	換金申込受付日から起算して 7 営業日目からお支払い		換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払い	

＜現行主要投資対象ファンドからマザーファンドへの切り替えイメージ＞

■変更前

日米連続好配当株式ファンド（愛称:配当のチカラ） ⇒ FOFs 用日米配当貴族株式ファンド（適格機関投資家専用） ⇒ 日本株配当貴族インデックス マザーファンド / ⇒ 米国株配当貴族インデックス マザーファンド

■変更後(委託者変更時)

日米連続好配当株式ファンド（愛称:配当のチカラ） ⇒ FOFs 用日米配当貴族株式ファンド（適格機関投資家専用） ⇒ 日本株配当貴族インデックス マザーファンド / ⇒ 米国株配当貴族インデックス マザーファンド

日米連続好配当株式ファンド（愛称:配当のチカラ） ⇒ 日本株配当貴族インデックス マザーファンド / ⇒ 米国株配当貴族インデックス マザーファンド

■変更後(現行主要投資対象ファンド売却完了時)

日米連続好配当株式ファンド（愛称:配当のチカラ） ⇒ 日本株配当貴族インデックス マザーファンド / ⇒ 米国株配当貴族インデックス マザーファンド

※詳細は、後記「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」をご参照ください。

2. 約款変更日および変更適用日

(1) 上記「1.(1)および1.(2)①」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年1月18日より適用します。

(2) 上記「1.(2)②」に係る約款変更

2026年11月6日付で実施し、2027年3月31日より適用します。

投資信託約款の変更について

「投資信託約款の変更に係る新旧対照表」

変更日：2026年11月6日　変更適用日：2027年1月18日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「日本株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用日米配当貴族株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として日本及び米国の金融商品取引所等に上場している株式に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は 50%ずつとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ・株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 ・運用の効率化を図るため、上場投資信託証券を活用することがあります。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③(省　略) ④主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤(省　略)	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用日米配当貴族株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」にも投資します。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として日本及び米国の金融商品取引所等に上場している株式に投資します。 ・主要投資対象ファンドにおいて、主として、「日本株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」の受益証券に投資します。 ・各マザーファンド受益証券の基本組入比率は 50%ずつとします。また、各マザーファンド受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ・株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 ・運用の効率化を図るため、上場投資信託証券を活用することがあります。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③(同　左) ④主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤(同　左)
(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(省　略)	(信託の種類、委託者及び受託者) 第 1 条　この信託は、証券投資信託であり、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。 ②(同　左)
(信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。	(信託期間) 第 5 条　この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 39 条第 1 項、第 39 条第 2 項、第 39 条第 3 項、第 40 条第 1 項、第 41 条第 1 項及び第 43 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。
(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本株配当貴族インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」並びに「FOFs 用日米配当貴族株式ファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略)	(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社が運用する「FOFs 用日米配当貴族株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。 1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左)

投資信託約款の変更について

新	旧
(投資信託契約の解約) 第 39 条(省　略) ②(省　略) ③(削除)	(投資信託契約の解約) 第 39 条(同　左) ②(同　左) ③委託者は、主要投資対象ファンドがその信託を終了させることとなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
④～⑦(省　略)	④～⑦(同　左)
(公告) 第48条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。	(公告) 第48条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 https://www.soam.co.jp/
②(削除)	②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

変更日:2026 年 11 月 6 日　変更適用日:2027 年 3 月 31 日

新	旧
運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「日本株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンドへの投資を通じて、主として日本及び米国の金融商品取引所等に上場している株式に投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券の基本組入比率は 50%ずつとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ・株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 ・運用の効率化を図るため、上場投資信託証券を活用することがあります。 ②主要投資対象ファンドへの投資割合は、原則として高位を維持します。 ③(省　略) ④主要投資対象ファンドを通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤(省　略)	運用の基本方針 2.運用方法 (1)投資対象 「日本株配当貴族インデックスマザーファンド」、「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」(以下総称して、又はそれぞれを「主要投資対象ファンド」といいます。)及び「「FOFs 用日米配当貴族株式ファンド(適格機関投資家専用)」(以下「私募投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。 この他、「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資することがあります。 なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に直接投資することもあります。 (2)投資態度 ①主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資を通じて、主として日本及び米国の金融商品取引所等に上場している株式に投資します。 ・私募投資信託証券は、主として主要投資対象ファンドに投資します。 ・各主要投資対象ファンドの受益証券(私募投資信託証券への投資を通じた間接保有分を含みます。以下本項において同じ。)の基本組入比率は 50%ずつとします。また、各主要投資対象ファンドの受益証券の組入比率には一定の変動許容幅を設けます。 ・株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。 ・運用の効率化を図るため、上場投資信託証券を活用することがあります。 ②主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③(同　左) ④主要投資対象ファンド及び私募投資信託証券を通じた組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤(同　左)
(受益権の申込単位及び価額) 第 13 条(省　略) ②(省　略) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日当日が次に該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税等	(受益権の申込単位及び価額) 第 13 条(同　左) ②(同　左) ③第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づき収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日又は取得申込日の翌営業日が次に該当する場合は、取得の申込みは受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ④第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、手数料並びに当該手数料に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この投資信託契約締結日前の取得申込みに係る当該価額は、1 口につき 1 円に手数料及び当該手数料に係る消費税

投資信託約款の変更について

新	旧
に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(省　略)	等に相当する金額を加算した価額とします。 ⑤～⑦(同　左)
(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本株配当貴族インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」並びに「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。	(運用の指図範囲等) 第 17 条　委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本株配当貴族インデックスマザーファンド」及び「米国株配当貴族インデックスマザーファンド」並びに「FOFs 用日米配当貴族株式ファンド(適格機関投資家専用)」及び「FOFs 用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
1.～5.(省　略) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(省　略)	1.～5.(同　左) なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)及び債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。 ②～③(同　左)
(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 65 の率を乗じて得た額とします。 ②～③(省　略)	(信託報酬等の総額及び支弁の方法) 第 32 条　委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 29 条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 46 の率を乗じて得た額とします。 ②～③(同　左)
(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(省　略) ②～③(省　略) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(省　略)	(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い) 第 34 条(同　左) ②～③(同　左) ④一部解約金(第 37 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 37 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑥(同　左)
(投資信託契約の一部解約) 第 37 条(省　略) ②～③(省　略) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の実行の請求日当日が次に該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ⑥～⑦(省　略)	(投資信託契約の一部解約) 第 37 条(同　左) ②～③(同　左) ④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額とします。 ⑤委託者は、一部解約の申込日又は一部解約の申込日の翌営業日が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ⑥～⑦(同　左)